

平成24年度 入札・契約制度の改正及び運用の改善について

平成24年6月定例会(事前)
県土整備委員会資料(その4)
県土整備部

項 目	実 施 内 容	備 考
1 地元企業の育成と適正な競争環境の整備		
(1) 格付けの見直し		
① 等級別発注上限額の見直し	① 発注実態に見合った等級別発注上限額となるよう見直す。 〔平成25年度の格付け時より実施〕 【土木一式工事の例】 ・ B級→設計金額:5千万円未満、C級→設計金額:2千万円未満 ② 技術者条件及び完工高条件の緩和 〔平成25年度の格付け時より実施〕 【土木一式工事の例】 (7) 技術者条件 ・ A級→技術職員:6(3)人以上、B級→技術職員:3(1)人以上 (4) 完工高条件 ・ A級→平均完工高:5千万円以上、B級→平均完工高:2千万円以上 ※ ①、②は【建築一式、電気、管工事】についても見直しを行う。(別紙参照)	<現行> ・ B級→7千万円未満、C級→3千万円未満 <現行> ・ A級→7(3)人以上、B級→4(1)人以上 ※()内は1級技術者の数 ・ A級→7千万円以上、B級→3千万円以上
③ 等級別業者数の見直し	③ 業者数の減少など地域の実情を勘案した等級別業者数に見直す。 〔平成25年度の格付け時より実施〕 【土木一式工事】 A級→220社、B級→250社、C級→350社 【建築一式工事】 B級→80社	<現行> 【土木】 A級→200社、B級→400社、 C級→700社 【建築】 B級→150社
④ 格付けにおける新たな評価基準の設定	④ 電気通信工事において新たに格付け基準を設定する。(別紙参照) 〔平成25年度の格付け時より実施〕	
⑤ 格付けにおける雇用維持に対する評価の見直し	⑤ 格付けにおける技術者点数を見直す。 〔平成25年度の格付け時より実施〕 ・ 1級[6点]、監理[7点]、基幹[3.5点]、2級[2.5点]、その他[1.5点]	<現行> ・ 1級[5点]、監理[6点]、基幹[3点]、 2級[2点]、その他[1点]
⑥ 格付けにおける評価項目の追加	⑥ 格付けにおいて評価項目を追加する。 〔平成24年度の格付け時より実施〕 ・ 優良工事等表彰企業を評価項目に追加 ◆ 「優良工事表彰(知事表彰[10点]及び部長表彰[5点])」 ◆ 「新分野進出優良企業表彰(知事表彰[5点])」ほか	
(2) 総合評価落札方式の充実		
⑦ 評価項目の見直し	⑦ 評価項目を見直す。 【全ての方式に適用】 ・ 「配置予定技術者」の「工事成績評定点」の評価対象期間を「平成16年度から入札公告日まで」に3年間延伸 ・ 「家畜伝染病発生時における支援活動実績[5点]」を評価項目に追加(土木一式工事及び建築一式工事のみで適用)	<現行> ・ 平成19年度から入札公告日まで

項 目	実 施 内 容	備 考
③ 試行の強化	・「優良工事表彰（部長表彰[2点]）」及び「新分野進出優良企業表彰[2点]」企業を評価項目に追加 ・「建設機械保有状況」の評価基準に「排出ガス対策型建設機械」を追加（平成25年度より実施） 【施工能力審査型】 ・「企業の施工実績」における「工事成績評定点」の配点引上げ[最高10点] ・「配置予定技術者のCPD取得」を評価項目に追加[30エント[5点]、151エント[3点]] ・「配置予定技術者の資格」の配点引下げ[最高5点] 【簡易型・標準型】 ・「企業の施工実績」における「工事成績評定点」の配点引上げ[最高15点]（簡易型A） ・「配置予定技術者のCPD取得」の評価見直し [150(100)エント[5点]、100(60)エント[3点]] ⑧ 総合評価落札方式の試行を強化する。 ・設計金額1千万円以上3千万円未満の工事において試行対象数を拡大する。	＜現行＞ ・優良工事表彰（知事表彰[5点]）のみ ・最高5点 ・最高10点 ・最高10点 ・150(50)エント[5点]、100(30)エント[3点] ＜現行＞ ・1千万円以上3千万円未満の工事で試行
2. ダンピング防止対策の強化と競争性の確保 ① 設計金額の事後公表の拡大	① 設計金額の事後公表対象を拡大する。 (7) 設計金額の事後公表を適用する工事の範囲を拡大する。 【土木一式工事、建築一式工事（新築工事のみを対象）、橋梁工事、樋門工事、トンネル工事等】 ・設計金額「1億円以上」の全ての工事を実施 ・設計金額「7千万円以上1億円未満」の工事の一部試行 (4) コンサルタント業務等において、設計金額の事後公表を試行する。 ・設計金額「2千万円以上」の業務で一部試行 ② 最低制限価格、低入札価格調査基準価格及び失格基準価格に導入しているランダム係数の変動範囲を見直す。 ・「1.0000～1.0060」の範囲で0.0005刻みの13通りの数値とする。 ③ コンサルタント業務等の最低制限価格の適用範囲及び算定式を改正する。 (7) 最低制限価格の適用範囲を拡大する。 【土木関係建設コンサルタント業務】 ・設計金額「2千万円未満」まで適用範囲を拡大 【建築関係建設コンサルタント業務】 ・設計金額「5千万円未満」まで適用範囲を拡大 【補償関係コンサルタント業務】 ・設計金額「2千万円未満」の業務で新たに最低制限価格を適用（算定式は土木コンサルに準拠）	＜現行＞ 【土木、建築（新築工事のみを対象）工事】 ・設計金額2億円以上の全ての工事を実施 【橋梁、樋門、トンネル工事等】 ・設計金額1億円以上の全ての工事を実施 【コンサルタント業務等】 ・適用なし ＜現行＞ ・「1.0.9970～1.0030」の範囲 ＜現行＞ 【土木コンサル】 ・1千万円未満まで適用 【建築コンサル】 ・2千万円未満まで適用 【補償コンサル】 ・適用なし
② ランダム係数の変動範囲の見直し ③ コンサルタント業務等における最低制限価格の改正 (7) 最低制限価格の適用範囲の拡大		

項 目	実 施 内 容	備 考
(4) 最低制限価格の算定式の改正	(4) 最低制限価格の算定式を改正する。 【土木関係建設コンサルタント業務の例】 ・最低制限価格(税抜き) = $\frac{[直接人件費 + 直接経費 + その他原価 \times 0.9 + 一般管理費 \times 0.3]}{ランダム係数}$ 【測量業務の例】 ・最低制限価格(税抜き) = $\frac{[直接測量費 + 測量調査費 + 諸経費 \times 0.55]}{ランダム係数}$ ④ 維持管理業務における最低制限価格を改正する。 ・最低制限価格(税抜き) = $\frac{[直接工事費 \times 0.95 + 共通仮設費 \times 0.9 + 現場管理費 \times 0.8 + 一般管理費 \times 0.3]}{ランダム係数}$	<現行> 【土木、建築コンサル】 ・最低制限価格(税抜き) = $\frac{(\text{平均入札額} + \text{予定価格} \times 2)}{3} \times 0.85$ ※平均入札額のみなし算出：60% 【測量、地質調査、維持管理業務】 ・最低制限価格(税抜き) = $\frac{(\text{平均入札額} + \text{予定価格} \times 2)}{3} \times 0.85$ ※平均入札額のみなし算出：85%
3 県内企業の活用推進	① 県内企業発注率(件数・金額)90%を目指す。 ② 工事用資材について、県内産資材調達の強化を図る。 ・県内産資材の原則使用を推進 ・指定資材について、県内産資材を活用する企業を総合評価で評価	
4 企業負担の軽減	(1) 入札等支援 ① 入札期間の見直し ② 見積参考資料等の充実 ③ 入札支援講習会の実施 ④ 委託業務の成績評定通知書の公表 (2) 電子化支援 ⑤ 電子納品等の個別相談会等の実施 ⑥ 市町村との共同利用の拡大 (3) 建設業支援 ⑦ 新分野進出優良企業の表彰 ⑧ 建設業BCP等の認定	① 設計図書等に係る質問回答への対応を改善するため、一般競争入札における入札公告から入札書提出までの期間を見直す。 ② 入札参加者の迅速で適正な工事費の見積を支援するため、平成24年度においても引き続き見積参考資料等の充実を図る。 ③ 入札参加に必要な見積や総合評価落札方式に関する基礎知識を習得するための講習会を、平成24年度においても引き続き実施する。 ④ 委託業務(土木関係)における成績の透明性・公正性等の向上を図るため、成績評定通知書の公表を行う。 ⑤ 建設業者を対象とした講習会や個別相談会等を、平成24年度においても引き続き実施する。 ⑥ 市町村との電子入札システムの共同利用の拡大を図る。 ⑦ 新分野進出優良企業の表彰を平成24年度においても、引き続き実施する。 ⑧ 建設業BCP等の策定を支援するため、県認定制度を創設する。 <現行> ・現在7市が共同利用

県内建設業者の格付基準変更一覧

建設工事の種類	等級	発注上限金額	完成工事高条件	技術者条件(総数(うち1級))	規定業者数
土木一式工事	特A	上限なし	2億円以上	12(6)人以上	30
	A	→ 変更なし	→ 変更なし	→ 変更なし	→ 30
	B	2億円未満	7,000万円以上	7(3)人以上	200
	C	→ 5,000万円未満	→ 5,000万円以上	→ 6(3)人以上	→ 220
	D	3,000万円未満	3,000万円以上	4(1)人以上	400
建築一式工事	特A	上限なし	3億円以上	8(3)人以上	30
	A	→ 変更なし	→ 2億円以上	→ 変更なし	→ 30
	B	3億円未満	1億円以上	6(2)人以上	70
	C	1億円未満	4,000万円以上	4(1)人以上	150
		4,000万円未満	4,000万円未満	条件なし	→ 80

建設工事の種類	等級	発注上限金額	完成工事高条件	格付点数条件
電気工事	A	上限なし	6,000万円以上	900点以上
	B	→ 変更なし	→ 4,000万円以上	780点以上
	C	6,000万円未満	3,000万円以上	779点以下
管工事	A	上限なし	4,500万円以上	780点以上
	B	→ 変更なし	→ 3,000万円以上	710点以上
	C	4,500万円未満	2,000万円未満	709点以下
⑩電気通信工事	A	上限なし	2,000万円以上	
	B	2,000万円未満	500万円以上	
	C	500万円未満	500万円未満	

- (注1) 土木一式工事、建築一式工事は、完成工事高条件及び技術者条件を満たした者で格付点数の大きい順に規定業者数までランク付けする。
- (注2) 一式以外の工事は、完成工事高条件及び格付点数条件を満たした者をランク付けする。また、格付点数条件は変更する場合がある。
- (注3) 電気通信工事の格付点数条件は、申請者の格付点数の直近の分布状況を勘案して決定する。
- (注4) 鋼構造物工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、塗装工事、防水工事、機械器具設置工事、造園工事については変更なし。